

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法）第5条第8項に規定する総合化事業計画の認定に係る同意に関する基準について

1 策定の背景

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下「六次産業化法」といいます。）第5条第1項に規定する総合化事業計画について、市街化調整区域内におけるものであって、当該計画に農林水産物等の販売施設が記載されているものを農林水産大臣が認定しようとするときは、当該大臣は、六次産業化法第5条第8項の規定により、市長と協議し、同意を得なければならないこととされております。

また、当該施設に係る開発行為（建築行為を含む。）は、六次産業化法第14条第1項の規定により都市計画法第34条第14号に掲げる開発行為とみなされており、国による同法の運用通知第3では、上記同意のときには開発審査会の議を経ることは不要とされております。

そこで、六次産業化法に基づく総合化事業計画の認定にあたっての基準を策定することにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るものです。

2 基準の内容

1 適用対象

- (1) 申請者は、農業者、林業者、漁業者又はこれらの者が組織、構成する団体（法人を含む）若しくは農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合であること。
- (2) 六次産業化法第5条第1項に規定する総合化事業計画について、農林水産省関東農政局と協議・調整が図られており、認定の見込みが確実であること。
- (3) 当該施設は、本市の農業、林業又は漁業に係る施策と整合性が図られたものであり、本市の関係所管と協議・調整が図られたものであること。

2 施設基準

- (1) 六次産業化法第5条第8項の規定に基づく総合化事業の用に供する施設のうち、同法施行令第2条に規定する農林水産物等の販売施設であること。
- (2) 予定建築物の規模等は、次に掲げる基準に適合していること。
 - ① 同法告示第2条第3号に規定の基づき、売場面積が、200平方メートル以下であること。
 - ② 都市計画法第34条第4号に規定する施設を併設又は複合する場合は、売場面積が、200平方メートル以下、かつ床面積から売場面積を除いた面積が、当該売場面積の50パーセント以下であること。
 - ③ 予定建築物は、原則として平屋であること。
 - ④ 予定建築物の形態は、都市計画法、建築基準法等の形態制限に適合していること。

3 敷地基準

(1) 予定建築物の敷地は、次に掲げる基準に適合していること。

- ① 開発区域面積は、3,000平方メートル未満であること。
- ② 敷地が接する道路は、都市計画法第33条第1項第2号に規定する技術基準に適合させること。なお、都市計画法第42条第1項及び第43条第1項に基づく建築許可の場合も準用する。
- ③ 敷地は、②に掲げる道路に敷地外周の7分の1以上が接していること。
- ④ 敷地内又は敷地の近隣に、予定建築物の規模及び来客数に応じた適正な規模の駐車場が確保されている計画であること。
- ⑤ 敷地は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜崩壊危険区域を含まないものであること。
- ⑥ 予定建築物の敷地は、申請者が所有権を有すること。ただし、借地借家法第2条第1号の借地権であって、同法第3条又は第23条第2項（存続期間20年以上に限る。）に定める契約を行っている場合は、この限りでない。

4 その他

- (1) 敷地に対し20パーセント以上の緑地を確保すること。
- (2) 本基準は、開発許可申請時の審査基準も兼ねることとする。

3 施行年月日

平成28年9月1日